

国民健康保険の国庫負担の引上げ及び財政基盤の強化を求める意見書

平成30年度の国民健康保険制度改革では、市町村に代わり都道府県が財政運営の責任主体となった。この改革は、国民健康保険の構造的課題を解消し、財政を安定させ、負担を公平にすることを目的としている。

国は、国民健康保険の財政基盤の強化のため、制度改革に併せ毎年度約3,400億円の財政支援を行っているものの、被保険者の負担軽減には十分とはいえない状況にある。

現在、愛知県では制度改革に基づく取組みが進められているものの、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて算出される国民健康保険事業費納付金の財源が不足し、多くの市町村では毎年度の国民健康保険税(料)の引上げを余儀なくされている。本町も例外ではなく、近年は段階的な税額の引上げを行ってきている。

また、国民健康保険には他の保険制度にない被保険者均等割額があり、特に子どもに係る均等割額は子育て支援施策に逆行するものであることから、令和4年度より未就学児に対する減額が実施されているものの、さらなる対象年齢の引上げが必要である。

国民皆保険制度の理念や公平性の観点から、これ以上保険税(料)の引上げだけで対応することは適切であるとはいえない。とりわけ、国民健康保険の加入世帯は所得の少ない世帯が多くを占めており、保険税(料)負担が家計に重くのしかかっていることを考えれば、その負担をさらに増やすことは制度の趣旨に反する。今後、さらに被用者保険の適用拡大が予定される中、制度の持続可能性を確保するには、国が主体的に、国の責任において、さらなる財政措置を講じることが不可欠である。

よって、大口町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 国民健康保険に対する国庫負担割合を引上げ、国民健康保険制度の財政基盤の一層の強化を図り、十分な被保険者支援を行うこと。
- 2 子どもに係る均等割額については、対象年齢をさらに引上げ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までを減額措置の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

愛知県大口町議会議長 齊木 一三

内閣総理大臣 石破 茂
財務大臣 加藤 勝信
厚生労働大臣 福岡 資麿